

ピロリ菌検査の実施と 検査費用の助成を！

町長／総合検診のオプションとして
導入できないか、協議を行う。



豊瀬 和久議員

町政を問う

一般質問
8 議員

家入町長

自治体でのピロリ菌検

ピロリ菌の除菌や定期的な検査を受けることで胃がんを大きく減らす効果があることから、近年胃がんリスク検診を実施する自治体が増えている。大阪の高槻市では尿検査キットを市内の全中学生に配付し、完全な除菌を目指している。また、市民に対しては、30歳から60歳までの5歳刻みで検査を5000円の自己負担でできるようにしている。本町でも、ピロリ菌の検診を導入するべきだ。また、胃がん防止のため、胃がん撲滅キャンペーンを行い、町民や事業者、各種団体などに広く周知して、大津町より胃がんで亡くなれる方を1人も出さなくしたいと思うが、どうか。

スズメバチの巣の 駆除への対応を！

町長／安心・安全の町づくり
のために対応が必要だ。

査の取り組みは、全国的には少しずつは増えてきているとの情報もあるが、まずは人間ドックのオプションとして用意されているピロリ菌の検査を、町の総合検診を委託している熊本県総合保健センターで導入できないか、今後協議を行いたい。



家入町長

安心・安全な町をつくるため、また、今後の高齢化社会に対応するため、駆除を補ってくれる人やシルバー人材センター、あるいは専門の業者に委託して料金を補助するか、今後いずれかの方法での対応が必要だと思っています。



危険なスズメバチによる危害を防止するために、多くの自治体においてスズメバチの巣の早期発見、早期駆除を促進し、町民生活の安全確保を図るためスズメバチの巣の駆除に要する費用を補助している。環境保全課にも毎年多くの相談が寄せられているので、スズメバチの巣の駆除に要する費用を補助することはできないか。

町営住宅修繕の責任を 明確にせよ！

町長／快適に入居できるように
努めていく。

公営住宅法の中に修繕の義務について、「事業主体は公営住宅の施設について修繕する必要があるときは、遅延なく修繕をしなければならぬ。ただし、入居者の責めに付すべき事由によって修繕する必要が生じたときはこの限りではない」とある。

家入町長

あけぼの団地については、老朽化で修理が必要箇所もあるので、順次改修を行っている。

また、来年度からは大規模な改修を予定している。主に水回りを中心に、配水管の野外設置などの改修を行う。数年掛かると思われるが、この改修が終了すれば、あけぼの団地の修繕は落ち着くものだと思っている。基本的には、相当の年数が経過しているもので、経年劣化は否めないが、今後とも退去される場合は適切な修繕改修を行い、次に入居される人が快適に入居できるように努めていきたい。



人事院勧告と町の対応について

町長／国・県の動向を注視し取り組む



永田 和彦議員



民間給与が国家公務員の給与の水準を上回っている」と人事院の総裁談話にあり、上げる部分では若年層を重点にしながら俸給表を引き上げるとかボーナスを引き上げるのは勤務実績や勤勉手当など、やる気を起こさせるものに配分を置いている。だが全体的には低い状況がまだ続いているということで、総務省の有識者検討会においては、地方公務員の給与も下げるべきだと公表している。

家入町長 今回出された総務省の地方公務員の給与と制度の総合的見直しに関する検討会の報告のとおり、自らその給料制度運用水準が適切になるように給料制度の見直しに取り組み、人事院勧告や熊本県人事委員会の勧告を遵守していく。地域で働く地方公務員の賃金は、その地域の労働市場にも影響を及ぼすのみならず、地方公共団体が獲得する人材や公共サービスに掛かる重要な論点にもなるという観点も考慮した上で、今後の国や県の動向を注視しながら慎重に取り組んでいきたいと考えている。

ふるさと納税制度について

町長／この制度を有効に活用していく

この制度に対し、特典の豪華さを競う風潮を懸念している。ふるさと納税していただくのはうれしいが、それを用意する職員の数や、こういった特産物を用意するかの検討など、いろんな時間も費やす。町としてこの制度にどこまで取り組むのか。ふるさと納税制度という仕組みを国がつくった以上、町もその制度に順じ寄付を集めなければ

家入町長 平成20年度の制度開始から25年度までの町への寄附が延べ41件、寄附額287万6千円。寄付金への感謝の気持ちとして、1万円以上寄附をされた方に3千円相当のお礼の品として、からいもや芋焼酎などの希望により、町特産品のPRとともに地域の活性化に努めてきた。お礼の費用は6年間で9万9987円で、町において寄附金額のほうに圧倒的に多くなっている状況である。



ふるさと納税のお礼の品々

熊本県 大津町
ふるさと寄附金のご案内

大津町では、ふるさとを愛し、まちづくりに積極的な住民を応援していただける皆様から広く寄附金を募集しています。ふるさと寄附制度を活用し、大津町に寄附を行った場合、「ふるさと寄附」として所得税・個人住民税の寄附金控除の対象となります。

ふるさと寄附制度とは
ふるさと寄附（ふるさと納税）とは、生まれ故郷や応援したいと思う自治体へ寄附を行った場合、所得税・個人住民税が一定額控除される制度です。
寄附額が2千円を超える場合は、2千円を超える部分について、確定申告を行うことにより、住民税や所得税の軽減対象となります。所得税は控除を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

ならない。
しかしながら自治体が何かへんな競争に巻き込まれる感否めない。
また、この制度をうまく利用した例も最近見受けられ、特産品で町をPRし、経済の活性化につながるだけでなく、教育や福祉に用途を指定し納税され町づくりに役立っているというような例も出てきている。

では、平成22年度から25年度までの4年間で109名、それに伴う住民税の控除額が165万円という状況である。大津町へ寄附をされた金額と比較すれば寄附された金額が上回っている状況で、大津町にとって財政的には有利なふるさと納税制度であると考えている。



桐原 則雄議員

民間の知恵と活力で、 地域を元気に

町長／地域と相談し、社会資本整備
事業を28年度から実施

町の人口は増加しているが、町中心部と周辺地域では大きな違いがあり、町全体のバランスある発展が町を元気にする。国は、新しく地方創生担当大臣を任命、県も人口減少対策や地域の再生

に対策本部を設置して取り組む。

町も、国へ地域創生の観点から、町の重要課題に対応する政策を国に積極的に提案すべきである。

本年度予算で、南部や北部地域の社会資本整備計画の策定を進めており、地域の課題解決と地域を元気にするために、町の財産である土地や公共施設の有効活用をはじめ、総合的な計画を地域住民の皆さんと早急に意見交換や協議が必要である。

また、27年度には、今後10年間の町づくり指針である振興総合計画の策定も準備中である。

特に、野外活動センター（旧真城小）や矢護川コミュニティセンター（旧矢護川小）、岩坂中島地区のほ場整備内の公共用地等の活用も急ぐ必要がある。様々な民間の発想や資金力を活かし、福祉、医療施設、保育所、体験交流や宿泊施設、6次産業施設など、有償、無償を問わず土地や施設の貸付などの公募を行い、財政負担の軽減

や雇用確保も含め、地域の再生と活力ある元気な地域づくりを進めないか。

家入町長

南部、北部地域の課題事項は認識している。公共施設管理計画を策定中であり、南部、北部地域計画や振興総合計画と併せて、27年度で補助金申請、28年度から5か年で、社会資本整備交付金事業を進めるとともに、公有財産や施設の活用を民間へ公募または、地元活用など、しっかりと地域と相談して実施していく。

杉水総務部次長

地域の課題や、今後の将来的な構想を含め、住民の意見を十分に反映させながら、まちづくり構想の案を早急に作成し、議会にも報告し、意見を聞いて、事業を実施していきたい。



非農用地(岩坂・中島地区)

空き家問題を解決し、 地域の再生を

町長／地域づくり支援事業や美しい
まちづくり条例等で検討

空き家などの放置は、防犯や交通安全面、防災上の安全対策、住環境の景観などに、多くの問題が発生しており、万能薬はないとはいえ、地域の有効な資源である空き家などの有効活用対策が地域の元気づくりや再生に役立つと考える。

そこで、空き家の解体撤去の補助、撤去跡地の活用、空き家への移住や定住を促進するリフォーム補助、固定資産税の減免制度、空き家バンク制度を設置し、空き家の情報や活用を促すなど、関係する条例整備及び総合的な支援制度を創設して、地域資源を活かしたまちづくりを進めないか。

また、空き家対策等を総合的に進めるには、お金が必要である。去年は、元若草学園跡地の土地売却（約1億3千万円）や毎年、民間事業者への土地貸付料（約500万円以上）などの収入で、財政調整基金へ4億5千万円の貯金があった。

今後、事業を円滑に推進するため、町資産の有効な貸付けや売却などの財源を活用し、新たに地域再生基金として積み立てを行い、空き家対策の支援補助金などの財源に活用する考えはないか。

家入町長

空き家問題では、高齢化社会が進む中で、町も



老朽化した空き家

大変心配をしており、危険家屋の撤去も考えていく必要がある、町も調査を進めている。

国も多くの課題があると認識しており、賃貸住宅への活用、解体して更地活用、改修や家賃補助及び固定資産税の免除などの様々な動きも検討されている。

そこで、地域づくり支援事業を活用し、地域で取り組む方法や美しいまちづくり条例等での対応ができるかなど、地主や地域の皆さんと相談しながら対策の充実を進めた

また、基金の設置は考えないが、事業推進のために、予算の範囲内で対応していく。

小規模企業への支援を

町長／関係団体と協議すすめる



荒木 俊彦議員

小規模企業振興基本法が制定された。これまで中小企業対策はあったが、地域に密着したこれらの小規模企業に光が当てられることは画期的なことである。小規模企業について、町当局がどのような

に位置づけを考え、また今の時点でどのような対応を考えているか。

家入町長

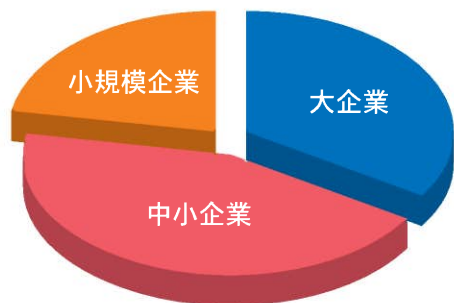
基本法は「小規模企業の振興に関する施策」について、総合的かつ計画的に、国や地方公共団体や支援機関等が一丸となつて戦略的に実施することと理解している。

小規模業者というと、農業、商工業者、町工場や自動車整備工場など、いろんな業種関係にわたり、町内に沢山おられる。県や商工会など関係団体と協議し、必要な措置を講じてまいりたい。

国内企業統計 2009年総務省

	企業数	割合	従業者数	割合
大企業	1.2万	0.3%	1446万人	34%
中小企業	52.7万	13%	1898万人	44%
小規模企業	366.3万	87%	929万人	22%
合計	420万社	100%	4273万人	100%

従業者数



認証木材補助実績ゼロへの反省を

町長／基準緩和など検討

あけぼの団地にエレベーターを

町長／高齢者の方など下の階への案内で対応

①あけぼの団地の入居者の方からエレベーターの要望がある。

私が調べた事例では、5階建て30戸の場合、階段室に3基エレベーターを付けた場合は、4800万円できる（25年間の総費用）。

入居者が住み続けながら、工事もできる。

②町営住宅入居の際、保

証人のあてのない方や生活保護受給者、DV被害者などの方が保証人を頼むのは至難である。国も保証人なしでの入居を指導している。

家入町長

①あけぼの団地改修のアンケートでエレベーター設置要望は9・5%だったので、全面改修でなく

台所や風呂の水回りなど一部改修を計画している。高齢者の方などには、下の階が空いた場合の転居、他の平屋住宅への案内も併せて行っていきたい。

により連帯保証人を免除としたのは、身よりのないケースなど3件である。今後は、他自治体の現状も調査しながら検討していく。



階段室裏にエレベーターをつける場合、住みながら工事ができる

25年度に森林認証材補助制度を実施したが、1円も活用されていない。大いに反省をするべきではないか（1件10万円、予算額100万円）。

一方で議会で採択した「住宅リフォーム助成制度」は個人の財産形成だからとして実施していない。認証材補助も個人資産であり矛盾する。

家入町長

予算が全然使われず、PRが足りなかったと反省をしている。今後、基準の緩和などで認証材の消費拡大に努めていきたい。なお、25年度町内新築住宅181件のうち地

元業者施工は5件だけである。住宅リフォーム助成は、特定の業種を対象とした助成金であり、事業の公平や所得配分の観点から見ても問題があると考え



佐藤 真二議員

平成25年度定期監査報告、決算審査意見書で、監査委員が非常に厳しい指摘をしている。「決裁・財務規則の理解不足、決裁のチェックが機能していない、決裁権者の責

監査委員の厳しい指摘にどう応えるか ルールを厳しくする必要があるのでは

町長／重く受け止める。
コンプライアンス行動指針を策定した。

任感の希薄」など、町の事務事業の執行の不備を厳しく指摘している内容。決裁が正しいプロセスを経て行われていないとすれば、行われた事務や事業は正しいものだったのか疑問。「もう済んだことだから」というおかしな弁明さえある。

① 具体的にはどのような事案があったのか。

② 異例の随時検査も行われている。その意味は。

③ 指摘をどのように受け止め、どのように改善したか。

家入町長

指摘事項を真摯に受け止め、事務改善を図り、公正かつ効率的な行政運営に努める。

① 契約に伴う確認漏れやチェック段階での支出項目の確認漏れ、また災害復旧工事を重機借上や原材料費で支出していたものの、安易な予算流用と予備費充用についてなど。

② 財務処理関係についてのもので、過去には護川土地改良区の件があった。

③ 監査委員の指摘事項は

予算流用・充用の件数と金額の推移



予算の目節間の流用、予備費からの充用が3年連続で増え続けている。
(※税還付のための充用は除いている)

重く受け止めており、「コンプライアンス行動指針」を7月に制定し、職員への周知を図っている。

財務・決裁規程に特に問題はないと考えるが、チェック体制において検証・見直しが必要なことは実施する。

② 過去の随時監査は明らかにな不正行為の時だった。今回のように不当なことが多く重なれば同じような重大性を持つ。

③ コンプライアンス行動指針を定めたとのことだが、他の自治体では「条例」として定められている。内部の決めごと程度

にとどめているところで既に「重く受け止める」の「重み」の程度が違っている。

規程・規則に不備はないと言うが、規則のレベルを上げる対応、また決裁権者の認識不足、責任感不足に対応するための決裁時の確認事項のガイドライン化も必要。

岩尾総務部長

財務規則は根拠を踏まえ規定している。今回は処理上の確認漏れ等が発生したもの。コンプライアンス行動指針を踏まえた適正な執行に取り組む。

複式学級を解消すべきか。 その方法は。

教育長／解消すべきという立場ではない。

人口の偏在により北小、東小では児童数が減少している。東小では複式学級が1つあり来年は2つになる。北小でも将来の複式化を心配されている。

① 複式学級というのは望ましくないものなのか。解消したほうが良いと考えるか。

② 少なくとも地域・学校・保護者が解消すべきと考えているとすれば、複式学級の教育環境をどうやって改善していくことができるのか。

齊藤教育長

東小4・5年生で複式学級を編成、来年度は2・3年生及び5・6年生が複式学級となる。平成31年度まで続く予定。

① 私自身は複式学級は悪いとか、マイナスのイメージはない。きめ細かな個別対応あたりで大変

効果が出ている。解消すべきという立場ではない。

② 直接的には複式解消加配なども考えられるが、県教委の判断。町としては学習支援指導員を配置し対応策を取っている。

都道府県の約半分に複式学級に対する教員の加配を行う制度がある(熊本にはない)。しかし制度がない県でも市町村独自でも実施することができ、「複式学級指導非常勤講師」を配置しているところがいくつもある。

地域・学校・保護者のニーズを確認し、そういった要望があるのであれば、こうした制度を作り、2クラスに分けることができるよう検討してほしい。

その他の一般質問
「子ども子育て事業計画」について

我が大津町の東部方面は大津町運動公園、それから中核工業団地、吹田団地、特に引水東区方面には、アパートや新築住宅が増え人口も増え続けており、中九州クボタな

運動公園の近くに JRの「新駅」を

町長／現時点では無理の状況である



源川 貞夫議員

ど新しい店舗等も次々と出店、今後も国道57号線沿いを中心として大津町は東へ東へと延びていくものと思われる。

大津町運動公園への県内外からJRや空港を利用の来訪者の利便さの為にJRの『無人駅』でもいいから運動公園の近くには是非作って欲しいという要望があるが、町長の考えを問う。

家入町長

運動公園の開発行為以外のところを一带として開発する場合は、開発行為のソフト面の事業という様な事でも多額の金額がかかるというふうに考えられているので、なかなかそこまでは現在のところやっていけないという様な状況である。

議会や住民の皆さんの意見を聞きながら、今後前向きに出来るように努めていければと思っています。

大塚土木部長

平成16年度に、無人駅を設置した場合を、都市



新駅要望のある運動公園周辺

計画サイドのほうで調査を行ったところであるが、そのときの駅関連のハードの整備が約4億4500万円、用地関係、土木、建築等々と工事、トイレという形で駅自体が3億7700万円、駅前広場の整備、それもあわせて6500万円、約4億4千万円程度の事業費がかかり、維持管理については約1千万円かかる。

『消防団員確保』 町としての対策は

町長／消防団と協議して検討する

消防団員確保のための町としての対策について、今消防団員の大津町の現状と、それからハード面、ソフト面において、具体的な対策はどう考えているのか、また、今後についても町長に問う。

消防庁は2006年から従業員が消防団に入団していたり、消防活動に配慮した就業規則を設置している企業や事業所を消防団協力事業所に認定する制度を導入し、各自

治体が独自に優遇措置を実施している。

その多くは建設業関連が多く、優遇措置として、公共工事の入札資格緩和や事業税の減額を実施している自治体が今年度の4月の時点で23府県、152市町村である。

秋田県能代市は、団員1人につき年1万円の報奨金を支給。新潟県市の広報誌へ広報の掲載を無料。県内では県と八代市、山鹿市が入札参加資格審査などで優遇を、総務省の消防庁が2005年の1月に消防団員の活動環境の整備についてという通知で、機能別消防団員制度の設置がなされている。

家入町長

美咲野団地などの新興住宅地においては、消防団員を配置する必要性も考えており、地域の防災リーダー、消防団員としての活動ある

いはその活動の身分保障というようなことにつきましても、消防団と協議していく。

岩尾総務部長

機能別消防団のあり方そして今後の団員加入の促進に向けては、これまで幹部会議等で協議をされてきており、広報またはホームページ等で掲載をし、いろんな面で魅力をもつて戴くような消防組織、団員という形での対応を、今後具体的に取組んでいきたい。



消防団員募集
地域の安心と安全を守るために、あなたにもできることがあります。



坂本 典光議員

8月19日から20日の未明にかけて1時間に100ミリレベルの雨が2〜3時間降り続いた。広島

土砂災害警戒区域、特別警戒区域は何か所あるか（防災）

町長／101か所

市大田川に沿った山すその住宅地が土石流に飲まれ、死者が70人を超える大災害になった。2年前に阿蘇、大津を襲った九州北部豪雨を思い出す。

①2年前の私の一般質問に答えて当時の経済部長は「国庫補助による災害復旧事業は、平成24年度を含めて3年で完了しなければならぬ」と述べている。26年度で完了するように工事は進んでいるか。

②土砂災害防止法にのっとり、2年前に大津町には21か所、土砂災害警戒区域の指定を受けていたが、その後変化はあったか。

③警戒区域よりもさらに規制の強い特別警戒区域に指定された箇所はあるか。

家入町長

九州北部豪雨の国庫補助による災害復旧工事は最後の3件が現在進行中である。26年度で完了するのは間違いない。

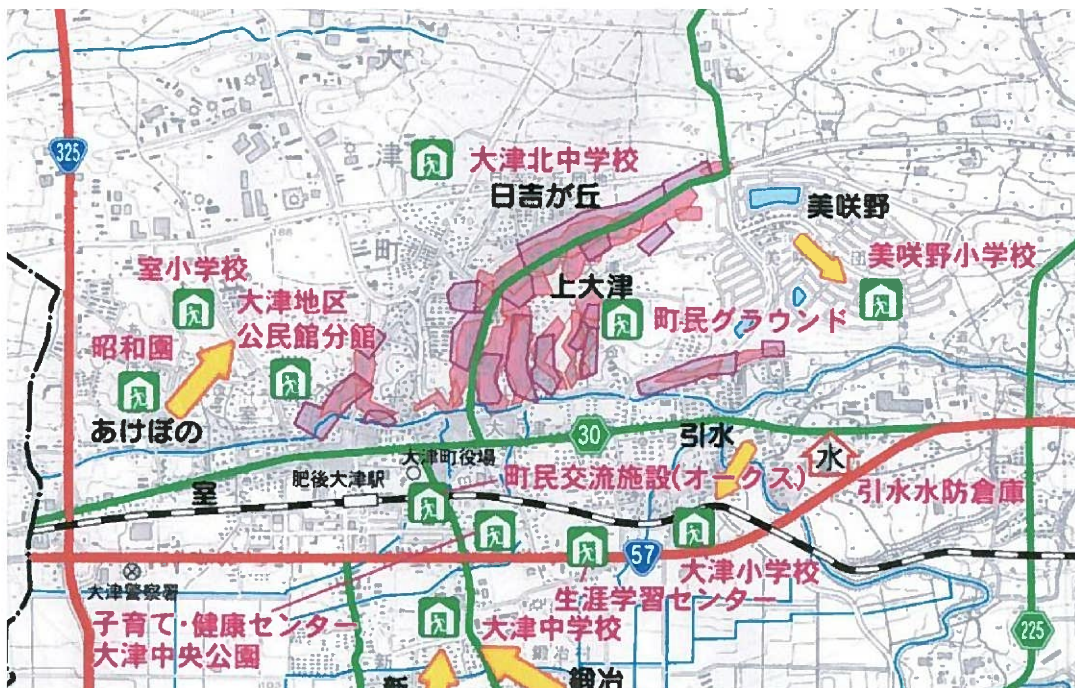
土砂災害防止法という法律がある。がけ崩れ、

土石流、地滑りの土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害の発生する地域を明らかにし警戒態勢の整備や法による制限を行うものである。警戒区域とはイエローゾーンと言

われ、急傾斜地などが崩れ、恐れがある区域である。指定を受けると地域ごとに警戒避難体制の確立を図り、防災計画や警戒避難が行われるよう住民周知を行うこととされている。大津町防災マップを作った全戸配布している。

大津町防災マップ

警戒区域・特別警戒区域



法的規制がある。防災上の配慮を要する社会福祉施設、学校、医療施設の建設には県知事の許可が必要であるし、建築物の新築には構造基準の確認がある。既存の建築物も

危険であるなら移転勧告ができる。ただ大津町では勧告が行われたことはない。大津町は2年前に21か所の警戒区域の指定を受けていたとなっているが、

厳密に言うところには特別警戒区域であった。本年3月に熊本県は新たに3か所の警戒区域と7か所の特別警戒区域を指定した。累計すると現在大津町には3か所の警戒区域と98か所の特別警戒区域がある。室、上大津、中町、松古閑、後迫など町の中心部に多い。建物の後ろに急傾斜地を伴う山がある箇所が対象になっている。急傾斜地の崩壊による災害の恐れがあるからである。

警戒区域の指定の権限は熊本県であり、指定にあたっては対象となる地域において大津町、当該区長、消防団同席のもと県の説明会が行われた。生命、財産、そういうものをしっかり守るためにはこういう指定を受けながら町、地域のみならずと連携をとっていき

その他の一般質問

①地蔵まつりの活性化
②防犯カメラによる犯罪の抑止力



金田 英樹議員

「災害時応援協定」の締結を

町長／締結に向けて協議を進める

「災害時応援協定」とは、災害発生時における各種応急復旧活動に関する支援について、自治体と民間事業者間や自治体

間等で締結する協定である。

大津町では既に町内の一部商業施設、及び近隣自治体との協定を締結しているが、混乱が予想される大規模災害に対しては、平時のうちに具体的な対応の協議や体制整備を進める事が不可欠である。また、例えば食料備蓄に関して、町の被災時に様々な援助が受けられるだけでなく、平時の物資備蓄にかかる空間的・金銭的コストを抑制できるとともに、行政にはない民間の専門的な技術等を取り入れられる等の利点もある。

よって、具体的に以下の協定締結、および取組みを進める考えはないか町長の所見を伺う。

- ① 未締結の商業施設との間で物資提供に関する協定
- ② 飲食店・宿泊施設との間で非常食や避難場所等に関する協定
- ③ サービス付き高齢者向け集合住宅等との福祉避難場所に関する協定
- ④ 協定締結企業・団体の

町ホームページでの掲載等に関する協定

家入町長

大津町でも、熊本市町村災害時の相互応援に関する協定をはじめ、複数の民間事業者と食糧等の安定した供給に関する協定締結をしており、このような協定は非常に重要であると認識している。

岩尾総務部長

① 商業施設に関して、イオンやJ A等とは締結済みだが、その他の事業者とも協議したい。

② 宿泊施設や飲食業界に関して、県の場合は包括して業界団体と協定を結んでいるケースもあるが、大津町では協定締結は出来ていないため今後協議したい。

③ 新たな福祉避難場所については、今後協議したい。

④ 締結先の意向もあるため、事業者に掲載の意向を確認・相談したうえで対応したい。

「市民活動支援制度」の創設を

町長／まちおこし大学の改善等を進めたい

「市民活動支援制度」とは、市民団体やNPOなどの持っている公益的な市民活動のアイデアや行動力を、まちづくりへ反映させるための助成制度である。

厳しい運営状況の自治体が増える中、あれもこれもとボランティアに一方的に頼るような構図も見られるが、行政としてもボランティアの方々により、活動に参画しやすい仕組みを作る事で裾野を広げ、共にまちづくりを進めていく体制が求め

られている。実際に大津町の状況を見ると一部の方、特にご年配の方々がいくつもの活動を長年に亘り、熱意と使命感を持って担っている側面もあり、まだ裾野が広がっているとは言い難い。

よって、住民団体等によるまちづくりのアイデアを住民も交えた公開プレゼンテーション等により選考し、付加価値の大きい事業に対して町が助成する制度を創設し、裾野を広げるとともに町として住民活動への期待や感謝を具体的な形で示すことを提案する。財源として「地域づくり活動支援事業補助金」に未執行があるため、この予算を町全体に資する取組みにも活用出来るようにしてはどうか。

家入町長

ボランティア等の活動は「手弁当」で行う事に価値があると思っており、直接の金銭的助成は考えていない。

一方で、町としては「まちおこし大学」等の

取組みを行っているが、指摘の通り裾野が広がっていないという課題もあるため、より多くの住民の方が参加できるように改善を行いたい。

また、提案のあった「地域づくり支援事業補助金」の未執行分をまちづくり団体に使えないかという事については、次の見直し時期（平成28年度）に向けて検討したい。

